IASB[®] Update

\$IFRS

From the International Accounting Standards Board

IASB Update 2018年12月

IASB Update は、国際会計基準審議会(審議会)の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 12 月 11 日 (火) から 13 日 (木) にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- 保険契約
- 「概念フレームワーク」への参照の更新(IFRS 第 3 号の修正)
- 引当金
- 動的リスク管理
- 共通支配下の企業結合
- 基本財務諸表
- リサーチ・プログラム
- 年金給付
- IBOR 改革:財務報告に対する影響
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み:会計方針
- 適用上の問題 会計方針の変更

関連情報

今後の IASB 会議 :

2019年1月22-23日 2019年2月6-8日 2019年3月11-15日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポッドキャスト)は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は **こちら**

保険契約(アジェンダ・ペーパー2)

審議会は 2018 年 12 月 11 日に教育セッションを開催し、IFRS 第 17 号「保険契約」での保有している再保険契約の測定における将来キャッシュ・フローの取扱いについて議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

審議会は 2018 年 12 月 13 日に会合し、IFRS 第 17 号に関する議論を継続した。

審議会は、財政状態計算書における保険契約資産及び負債の表示を保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定するように、IFRS 第 17 号の要求事項を修正することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、以下のトピックに関しては IFRS 第 17 号の要求事項の修正をしないことを暫定的に決定した。

- 未収保険料と未払保険金の表示及び測定。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 契約上のサービス・マージンの調整を決定するために使用する割引率。14名の審議会メンバー 全員がこの決定に賛成した。
- 連結財務諸表における非金融リスクに係るリスク調整。14名の審議会メンバーのうち13名が この決定に賛成し、1名が反対した。
- 保険契約の測定に使用する割引率の決定に対する原則ベースのアプローチ、又は企業が使用できるリスク調整技法の数の制限。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 保険金融収益又は費用の特定の金額を純損益又はその他の包括利益に表示する選択肢。14名の 審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- 直接連動有配当保険契約の定義。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- リスク軽減活動に関する経過措置以外の要求事項。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号及び IFRS 第 3 号「企業結合」を適用した場合の、企業結合で取得した契約の保険 契約としての分類。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 企業結合で取得した保険契約についての保険事故の決定。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- 保有している再保険契約の測定における将来キャッシュ・フロー。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 期中財務諸表における会計上の見積りの取扱い。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成 した。

審議会は、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止について、今後の会議で議論する。今回の会議では何も決定は行われなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は 2018 年 10 月のボード会議のためのアジェンダ・ペーパー2D「懸念及び適用上の課題」で議論された残りのトピックを検討する。審議会がすべての個別トピックを検討した後、審議会は、修正を行うことの便益がコストを上回るかどうかの結論を下す前に、修正のパッケージを全体として検討する予定である。

「概念フレームワーク」への参照の更新(IFRS 第 3 号の修正)(アジェンダ・ペーパー10)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、IFRS 第 3 号「企業結合」における「財務報告に関する概念 フレームワーク」への参照の更新について議論するとともに、そうした更新のためのデュー・プロセス をレビューした。

審議会は、2018年11月に、当該参照を更新することを暫定的に決定した。また、IFRS 第3号と他のIFRS 基準との間に矛盾が生じるのを避けることも暫定的に決定した。これは、IFRIC 第21号「賦課金」の範囲に含まれる賦課金及びIAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる他の義務について、IFRS 第3号の認識の要求事項に対する例外を追加することによって行う。

12月12日に、審議会は次のことについて議論した。

- a. 提案する例外の文言と偶発負債についての既存の IFRS 第3号との調和化
- b. 偶発資産についての既存の IFRS 第3号の要求事項の明確化

c. 修正案についての経過措置(早期適用の容認を含む)の創設

この例外と偶発負債についての既存の IFRS 第3号の要求事項との調和化

審議会は、IFRIC 第 21 号の範囲に含まれる賦課金及び IAS 第 37 号の範囲に含まれる他の債務は、企業が IFRIC 第 21 号又は IAS 第 37 号を適用して現在の債務として識別する場合にのみ、事業の取得時に認識すべきであると定めることを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席であった。

偶発資産

審議会は、IFRS 第 3 号の認識原則を適用する際に、取得企業は偶発資産を認識しない旨を明確にすることを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席であった。

経過措置及び早期適用

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. この修正を、取得日がデュー・プロセスの完了時に決定される日付以後に開始する最初の事業年度の期首以後である企業結合に適用することを企業に要求する。
- b. 早期適用を認め、修正を早期適用する企業に早期適用した旨の開示を要求しない。
- c. 修正案を 2020 年 1 月より前に公表する場合に、企業が「IFRS 基準における概念フレームワークへの参照の更新」で行われたすべての修正も同時に適用するときには、2020 年 1 月 1 日の前に開始する事業年度について適用することを認める。

14名の審議会メンバーのうち13名がこれらの決定に賛成した。1名は欠席であった。

デュー・プロセスのステップ及び公開草案の作成

審議会は、この修正案はコメントを求めるために 120 日間公開すべきであると暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名が、審議会は公開草案の開発に関して適用されるデュー・プロセスのステップに準拠してきたと納得していることを確認し、審議会はスタッフが書面投票のために公開草案を作成することを承認した。1 名は欠席であった。

出席した 13 名の審議会メンバーは誰も IFRS 第 3 号の修正案に反対する意向を示さなかった。

今後のステップ

スタッフは、2019年前半にコメントを求めるために公表する目的で、公開草案を作成する。

引当金(アジェンダ・ペーパー22)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、引当金のリサーチ・プロジェクトについてのアップデートを受けた。このプロジェクトは、以前はリサーチ・パイプラインにあったが、現在は活動中のプロジェクトとなっている。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

スタッフは、審議会が2015年7月に議論したリサーチ・サマリーを更新する。

動的リスク管理 ― 最小限の業績の要求(アジェンダ・ペーパー4)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、動的リスク管理(DRM)のリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、2018 年 9 月のボード会議で議論した最低限の達成度の要求を DRM 会計モデルの文脈においてどのように適用するのかについて議論した。

審議会は、資産プロファイル、目標プロファイル及び指定されたデリバティブの指定が、会計上の結果が DRM モデルの目的と不整合となる結果を生じる可能性のある不一致を生じさせるような不均衡を 反映したものではない場合に、DRM モデルを適用できると暫定的に決定した。

審議会は、一層の明確化を条件に、目標プロファイルと、資産プロファイルと指定されたデリバティブの組合せとの間に経済的関係がなければならないと暫定的に決定した。審議会は、量的な閾値を定義しないという以前の暫定的決定を強調した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、審議会は、コア・モデルに関するアウトリーチの間に、経済的関係の強さの明確化に関するフィードバックを求めることもスタッフに指示した。

今後のステップ

審議会は DRM モデルに関する審議を継続する。

共通支配下の企業結合(アジェンダ・ペーパー23)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、IFRS 第 3 号「企業結合」に示された取得法に基づく現在価額測定アプローチを、受入企業に対する非支配持分に影響を与える共通支配下の企業結合の全部に適用すべきか、一部のみに適用すべきかを議論した。審議会は、そのような区分をどのように行うべきかについても議論した。

審議会は、会計基準アドバイザリー・フォーラムがこのトピックについて 2018 年 12 月の会議で行った議論の要約を受け取った。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を継続する予定である。

基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、下記について議論した。

- a. 経営者業績指標を財務業績の計算書において列を使用して表示することができるかどうか。
- b. EBITDA の使用、及び EBITDA を経営者業績指標とは考えられない指標のリストに追加すべきかどうか

経営者業績指標の列を使用した表示(アジェンダ・ペーパー21A)

審議会は、財務業績の計算書において経営者業績指標に関する情報を表示するための列の使用を禁止することを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

EBITDA(アジェンダ・ペーパー21B)

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 減価償却及び償却前の営業利益を、経営者業績指標とは考えられない指標のリストに追加する。 14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。
- b. 企業が財務諸表に含めた業績指標を記述するために「EBIT」という名称又は「EBITDA」という 名称を使用することが、どのような場合に誤解を招く可能性があるのかの例は示さない。この暫 定的決定は、「EBIT」という名称の使用に関する以前の暫定的決定を改定するものである。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

審議会は、協議文書において、審議会が「EBITDA」という名称の使用に関するガイダンスを設けるべきかどうかを質問するようスタッフに指示した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を今後のボード会議で継続する。

リサーチ・アップデート (アジェンダ・ペーパー8)

審議会は 2018 年 12 月 12 日にリサーチ・プログラムに関するアップデートのために会合した。審議会の作業計画(リサーチ・プログラムを含む)に関する情報は、ここから利用可能である。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムに関する次回のアップデートを3~4か月後に受ける予定である。

資産リターンに依存する年金給付(アジェンダ・ペーパー29)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、狭い範囲のリサーチ・プロジェクト及び今後のステップの概要についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、アウトリーチ活動からの発見事項について今後の会議で議論する。

IBOR 改革及び財務報告に対する影響(アジェンダ・ペーパー14)

審議会は 2018 年 12 月 12 日に会合し、IBOR 改革及び財務報告に対する影響のプロジェクトについてのスタッフのリサーチの発見事項について議論した。審議会は次のことを決定した。

- a. IBOR 改革及び財務報告に対する影響のプロジェクトを審議会の基準設定プログラムに追加する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- b. IBOR 改革及び財務報告に対する影響のプロジェクトは、IBOR 改革前に財務報告に影響を与える会計上の論点の分析を優先する。その後に、本プロジェクトは、IBOR 改革の施行時に財務報告に影響を与える論点に焦点を当てる。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

審議会は、IBOR改革前に財務報告に影響を与える論点について今後の会議で議論する。

料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

審議会は 2018 年 12 月 13 日に会合し、「定義された料金規制」の対象となる活動について開発中の会計モデルについて議論した。アジェンダ・ペーパー9A は、情報目的のみで、審議会のこれまでの暫定的決定の要約を示したものである。

割引率(アジェンダ・ペーパー9B)

審議会は、規制上の時点差異から生じる規制資産又は規制負債を測定する際に使用すべき割引率について議論し、3 つのカテゴリーを識別した。

- a. 規制上の自己資本ベースの一部を構成する項目に関するもの
- b. 規制上の営業支出の一部を構成する項目に関するもの
- c. (a)又は(b)に該当しないが、現金の支払又は受取りが行われる時点で規制上の営業支出又は規制 上の自己資本ベースの一部を構成することとなる費用又は収益の項目に関するもの

規制上の自己資本ベースの一部を構成する項目に関する規制上の時点差異

規制上の自己資本ベースの一部を構成する項目に関する規制上の時点差異について、審議会は、企業は当初の規制上の時点差異から生じる見積将来キャッシュ・フローのみを含め、それらを 0%の率で割り引くべきであると暫定的に決定した。すなわち、企業は、規制上の全体的リターンに関するキャッシュ・フローを除外し、その全体的リターンをそれが顧客に請求される料金に含まれる時に純損益に収益として認識すべきである。

14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

規制上の営業支出の一部を構成する項目に関する規制上の時点差異

規制上の営業支出の一部を構成する項目に関する規制上の時点差異から生じる規制資産の測定について、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、少なくとも、貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する補償を 反映する割引率を使用すべきである。
- b. 規制金利又は規制リターンが上記(a)の補償を上回る追加のリターンを提供する場合には、企業 はその規制金利又は規制リターンを割引率として使用すべきである。ただし、その超過分が識別 可能な取引又は事象に関連しているという明確な証拠がある場合は除く。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、この決定が規制上の営業支出の一部を構成する項目に関する規制負債の測定に与える影響に関する追加的な分析を、今後の会議に提出するようスタッフに依頼した。

現金の支払又は受取りが行われる時点で規制上の営業支出又は規制上の自己資本ベースの一部を構成することとなる費用又は収益の項目に関する規制上の時点差異

審議会は、現金の支払又は受取りが行われる時点で規制上の営業支出又は規制上の自己資本ベースの一部を構成することとなる費用又は収益の項目に関する規制上の時点差異から生じる規制資産又は規制負債を測定する際に、どのような割引率を使用すべきかについて議論した。審議会は、スタッフの提案したアプローチを棄却することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

審議会は、スタッフの提案が繰延税金などの特定のケースにどのように適用されるのかに関して懸念を示し、追加的な分析を提供するようスタッフに依頼した。

今後のステップ

審議会は、これらの論点についての議論を今後の会議で継続する予定である。

開示に関する取組み(アジェンダ・ペーパー11)

審議会は 2018 年 12 月 13 日に会合し、会計方針の開示について議論した。

重要性(significance と materiality) (アジェンダ・ペーパー11A)

審議会は、重要な(significant)会計方針ではなく重要性のある(material)会計方針の開示を企業に要求するように、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 117 項から第 124 項を修正することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

審議会は、会計方針の開示に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

適用上の問題(アジェンダ・ペーパー12)

審議会は 2018 年 12 月 13 日に会合し、適用及び維持管理の事項について議論した。

会計方針の変更 — IAS 第 8 号の修正案(アジェンダ・ペーパー12A-12C)

審議会は、公開草案「会計方針の変更」 (IAS 第 8 号の修正案) に対するフィードバックについて 議論した。

審議会は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定から生じる会計方針の変更を企業がいつ 適用するのかを定めるように IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正すること はしないと暫定的に決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、IAS 第8号の修正案の他の諸側面についての議論を今後の会議で継続する。

IFRS 基準の年次改善 2018 - 2020 年サイクル(アジェンダ・ペーパー12D)

審議会は、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案に関する経過措置について議論した。1つの修正案は、IFRS 第1号の D16 項(a)を適用する子会社に対し、換算差額累計額の測定を、親会社の IFRS 基準への移行日に基づいて、親会社が報告した金額を使用して行うことを要求している。審議会は、IFRS 基準の過去の初度適用企業が本修正案を遡及適用することを許容も要求もしないことを暫定的に決定した。

審議会は、公開草案「IFRS 基準の年次改善 2018 - 2020 年サイクル」(公開草案)に含めるための 修正案を開発するにあたって行ったデュー・プロセスのステップについても議論した。

審議会は、公開草案のコメント期間は少なくとも 90 日とすべきであると暫定的に決定した。14 名の 審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用すべきデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案に関する書面投票を開始するための十分な協議及び分析を行ったと納得していることを確認した。審議会メンバーの中に、公開草案に含まれる修正案に反対する意向を示した者はいなった。

今後のステップ

委員会は、2019年の第2四半期に公開草案を公表する予定である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、

IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675